

Our Sustainability コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、設立以来今日に至るまで、自らを「経営目的を実現するために常に進化し続ける企業体」と定義付けた上で、日本経済の発展の将来を見据える形で積極的に事業を展開しています。顧客の財産保全を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行う必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であると考えております。当社取締役会及び監査役会では、コーポレート・ガバナンスの枠組みは、主に次の役割を果たすべきであると認識しております。

- 株主の権利を保護し、また、その行使を促進すること
- すべての株主の平等な取り扱いを確保すべきであること
- 会社の財務状況、経営成績、株主構成、ガバナンスを含めた会社に関するすべての重要事項について、適時かつ正確な開示がなされるべきであること
- 会社の戦略的方向付け、経営陣への有効な監視、説明責任が確保されるべきであること

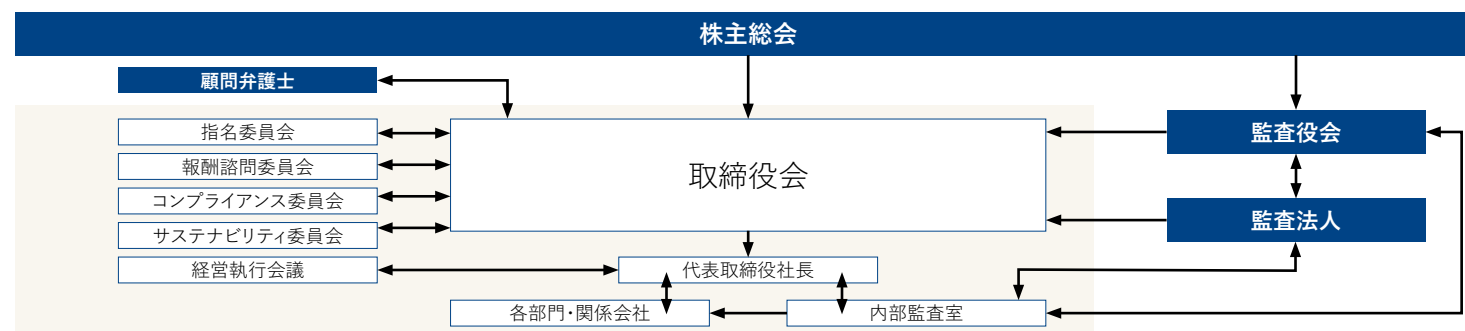
コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役及び監査役会が取締役会からの独立性を維持しつつ、監査法人及び内部監査室と連携を図ることにより、取締役の職務執行に対する監査の実効性を確保しております。

取締役会の、審議プロセスの透明性と客観性を高めるために、委員の2名以上を社外取締役とする報酬諮問委員会及び指名委員会を設置しております。

また、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議の場として、コンプライアンス委員会を設置しております。

①取締役会	取締役会は、当社の経営に関する重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行います。2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行しております。
②執行役員制度	経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が定める組織規程及び業務分掌規程に基づき、所管する各事業本部及び部門の業務を執行します。
③経営執行会議	代表取締役社長及び常勤取締役、執行役員で構成する経営執行会議を毎週1回開催して、経営方針の確認、経営戦略の協議、業務遂行に関する討論を行い、問題意識を共有するとともに全員の意思疎通を図っております。
④報酬諮問委員会	取締役の報酬等の決定は、株主総会にて承認された報酬総額の範囲内にて、取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成される報酬諮問委員会において決定しております。なお、報酬諮問委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。
⑤指名委員会	経営陣幹部、及び、取締役の選解任については取締役会の任意の諮問機関である指名委員会において審議し、候補者を取締役会に推薦し、取締役会において決定いたします。なお、指名委員会は、3名以上で、原則として、そのうち2名以上を社外取締役で構成することにより、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的としております。
⑥コンプライアンス委員会	コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士をもって構成され、取締役会と連携して、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する審議の場として設置しております。
⑦サステナビリティ委員会	サステナビリティ委員会は代表取締役及び常勤取締役で構成し、持続可能な成長基盤の構築を目指すとともに、サステナビリティの方針や戦略、施策について監督・モニタリング機能果たし、取締役会で決議する目標の進捗管理や評価などを行うことを目的として設置しております。



役員報酬

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として取締役会の決議によ

って選定された取締役(3名以上、そのうち2名以上は社外取締役)をもって構成される報酬諮問委員会において決定しており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものと判断しております。

●役員報酬

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬		その他	左記のうち、 非金銭 報酬等	
			賞与	譲渡制限付株式報酬			
取締役 (社外取締役を除く)	194	94	70	17	11	28	6
監査役 (社外監査役を除く)	5	5	0	－	－	－	1
社外役員	55	43	11	－	－	－	5

取締役会実効性の評価

当社では、取締役会の実効性向上のための改善に、常に努めております。取締役会の実効性については、取締役と監査役全員を対象にして、右記のような評価項目によるアンケートを毎年実施しております。その結果をもとにディスカッションを行い、取締役会で報告がなされます。アンケート結果の概要は右記をご参照ください。

アンケートの評価項目

- 取締役会の構成及び役員の体制に関して
- 取締役会の運営に関して
- 取締役会の議題に関して
- 取締役会による監督体制
- 株主による監督体制

アンケート結果の概要

当社の取締役会は、各評価項目において重要な問題点の指摘はありませんでしたが、取締役会の運営に関していくつかの指摘がありました。今後改善しさらに実効性の高い取締役会の実現を目指してまいります。

アンケートの実施

取締役と監査役の全員から
アンケート結果を回収

アンケート結果をもとに
ディスカッション

ディスカッションの結果を
取締役会で報告

リスク管理

当社は危機管理規程に基づいて、下記の対外危機、対内危機、災害等危機を定義し、危機発生時の対応を定めております。企業経営上

の重大な危機が発生したと判断された場合には、直ちに「対策本部」を設置して、全社的に問題解決にあたる体制を敷いております。

①対外危機

- ① 情報の漏洩
- ② 顧客とのコンサルティングを含む業務上のトラブル
- ③ 民事暴力・反社会的勢力との接触・トラブル
- ④ 従業員による金銭詐欺等の犯罪
- ⑤ その他当社の信用に関わる危機事案等

②対内危機

- ① 従業員による物損・人損交通事故
- ② セクシャルハラスメント等社内トラブル
- ③ 従業員及び従業員親族の不幸その他労働災害
- ④ その他従業員による犯罪を構成する事案等

③災害等危機

- ① 天災等の非常災害発生

情報セキュリティマネジメント

当社は、個人情報管理をはじめとする情報セキュリティ管理体制を継続的に維持・強化していくため、2009年5月に国際認証規格である情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度(JIS Q 27001:2006[ISO/IEC 27001:2005])の認証を取得しています。

2014年6月には、規格改定されたJIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)へ移行するなど、基準に基づいた体制を整備するとともに、機密情報に関する管理体制の一層の強化を図っております。

コンプライアンスに関する取り組み

当社は、法律を遵守する公正で誠実な経営の実践を目的に、代表取締役社長、常勤取締役、各執行役員事業本部長及び外部法律専門家である弁護士で構成するコンプライアンス委員会を設置し、取締役会と連携して、右記の業務を行っております。

- ① 業務運営をする上で証券市場や顧客からの信用を失う可能性のあるリスクの認識、対応策案の作成
- ② 不動産特定共同事業に係る業務についてのコンプライアンス上の問題の有無の審議及び業務実施の承認
- ③ 重大なコンプライアンス違反に関する再発防止策の審議・報告
- ④ コンプライアンス違反が疑わしい項目についての行動の可否の検討